

# 高知くらしの護身術

69

## 自分の借金額

### 情報開示制度で確認

(2007年10月2日掲載原稿)

センターでは、「借金の状況がわからない」といった相談をよく受けます。このような場合は、「個人情報情報機関の情報開示制度」を利用して自分の取引に関する情報を確認する方法があります。

自分の借金額等がわからない場合には、本人が「情報開示請求」を行うことで、機関の会員である業者の登録情報がわかります。その際には、本人確認が必要となりますし、若干の手数料も必要です。

また、身内の方が死亡した場合に借金の状況がわからないといった時には、例外的に①親権者又は後見人②本人死亡時の法定相続人③本人から委任された代理人の方が「情報開示請求」を申し込むことができます。

身内のものの借金癖で困っている。借り入れができないようにしたい。といった場合には、「貸出自粛（禁止）依頼」申告制度が設けられている機関があります。この制度は業者の審査判断を拘束するような強制力をもったものではありませんが利用する価値はあると思います。

この個人情報情報機関では、「借り過ぎや貸し過ぎ」を防ぐために情報機関の会員が取引情報を登録しています。主な情報機関は

① 信販・クレジット系は（株）シー・アイ・シー（CIC） 電話

0120-810-414

② 銀行系は全国銀行個人情報センター

電話 0120-540-558

③ 消費者金融系は全国信用情報センター連合会（全情連）

電話 0120-441-481

④ 業種横断型は（株）シー・シー・ヒール（CCB）

電話 0120-4400-29 などがあります。

自分の情報がわからない場合は、一度利用してみてはどうでしょうか。